

## 第 65 回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開 催 日	令和元年 6 月 10 日（月）10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場 所	県庁北館 5 階 収用委員会室
出 席 委 員	河合委員（委員長），今井委員，岡崎委員，鳥谷部委員，松本委員
議 題	<p>(1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案について</p> <p>①一般国道 375号 道路改良工事（交付金・〔仮称〕引宇根トンネル）  <b>【北部建設事務所】</b></p> <p>②国際拠点港湾広島港出島地区埋立 5 工区廃棄物埋立護岸改良工事  <b>【産業廃棄物対策課】</b></p> <p>③一般県道尾道新市線 外 道路災害復旧工事 外（平成 30 年災害 1923，906号）  <b>【東部建設事務所三原支所】</b></p> <p>④潮見 G 地区外 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策工事（その 2）  <b>【東部建設事務所三原支所】</b></p>
審議対象期間	平成 31 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担 当 部 署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ T E L 082-513-3821（ダイヤルイン）

## 報告内容

## 議題 (1) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

○入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	60件
指名競争入札	239件
随意契約	100件
合計	399件

○指名除外措置を行った件数は4件

○低入札価格調査を行った件数は10件

○入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。

## 意見・質問

## 回答

○同一業者が期間中に2件の指名除外措置を受けている。1件目の事故を起こしたときに指名除外措置以外の、例えば県から是正勧告を出すなどのペナルティはあるのか。

○安全衛生関係のペナルティは労働局の管轄となる。労働局による調査の結果、法令違反等に該当すれば情報提供いただき、建設産業課において営業停止等の建設業法上の監督処分を行う。

○先の公衆損害は油圧ショベルの操作不良によるものであり、技術的に未熟な面があったことが推察されるが、技術指導のようなものがあれば、次の人身事故も防げたのではないか。

○被害が起きた原因について調査し、安全対策や再発防止策を出していただけてから、工事を再開するかどうかを判断している。

○一度事故を起こしたら、その確認がとれるまで工事は中止されているのか。

○基本的にはそうである。

○賃貸借契約しているビルの改修工事について、随意契約理由②（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」で随意契約している。ビルは所有者がどのように管理するかといった計画があると思うので、その一部を借りる場合に、指定業者以外の業者で施工することが難しいということは理解するが、借りている部屋を独立させて修繕しても他に影響がなく分割可能な場合は必ずしも②には該当しないこともあると思う。随意契約の理由になお書きで「本建物のA工事で使用している設備を当該工事で使用することにより、通常より工事費用を安くすることが可能」とあり、むしろ随意契約理由④（第6号）「競争入札に付すことが不利なとき」に該当するのではないか。そもそも④はどういった場合を念頭に置いているのか。

○随意契約理由④（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）は、例えば、前後の工事が密接な関係があつて、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き利用できるような場合が想定される。

○この事案について、随意契約理由を④としない理由は。

○指定業者によって改修を行うことも含めて賃貸借契約しており、競争入札に付すことが現実的にできないという前提があるため、②としている。ただし、それによって費用が著しく高くなるようなことはないということをお書きで記

<p>○随意契約のほとんどが、7月豪雨災害に係るもので、件数も多く、担当者がいろいろと交渉の段階で苦勞していることと思う。ただその中で、今回、随意契約理由②としているものが8件あり、それらが「契約の性質又は目的が競争入札に適さない」に当たるのか、市民目線できちんと説明があった方がいいと思ったのであえて質問した。</p> <p>○随意契約の場合、一般競争入札と比べて、契約までの期間をどれくらい短縮できるのか。</p> <p>○災害の場合には、随意契約にすると準備期間がなくなるので、早く復興できるということか。</p> <p>○低入札価格調査について、失格者の中に入札価格が9.97%のものがあるが、これは価格を間違えたのか。</p> <p>○入札価格の桁を間違えたような極端なものがあると、平均が著しく下がって総額失格基準価格の意味がなくなる。</p> <p>○それでも、調査基準価格が約2,500万円で、総額失格基準価格が約1,300万円と低くなっており、意味をなしていない。総額失格基準価格を下げるために、わざと低い価格で入札してくるということも考えられ、それ以外にもこういった入札価格を間違えたような場合、合理的な標準偏差ではなくなるので、対策を検討すべきではないか。</p> <p>○あまり考えられないが、2者、3者と間違えるともっと低くなるということであるし、こういった極端なものがあった場合に除外する基準を設けるなど、本当にそれを含めた標準偏差でよいのか検討してほしい。現状、こういったものを除外するような仕組みにはなっていないのか。</p> <p>○金額では除外の対象にならないということか。</p> <p>○確かに難しいところだとは思う。この総額失格基準価格の算出については県独自の方法ということで、毎年模索されているとのことだったが、今後も改善していく方向で検討してほしい。</p> <p>○低入札価格調査において、同一の業者が3件、「工事の手抜き、下請け（予定者）へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがある」ということで失格となって</p>	<p>載している。</p> <p>○一般競争入札の場合、周知期間が必要になるので、金額にもよるが、1～4週間程度準備の期間が長くなる。</p> <p>○原則としては、競争入札だが、やむを得ない理由で規定等に合致すれば、随意契約している。</p> <p>○桁を間違えたものと思われる。</p> <p>○応札が5者以上なので、総額失格基準価格は平均の額の95%ではなく、標準偏差により算出している。</p> <p>○入札価格の桁を間違えた場合にどうするか、というのは今後の課題である。</p> <p>○有効な入札を総額失格基準価格算出の対象としており、例えば求めている業種の資格や格付け等級を満たしていないものは除くこととしている。</p> <p>○そうである。桁を一つ間違えた場合には推察できるが、金額の基準を定めることは困難で、現状、排除する仕組みはない。</p> <p>○6月1日から指名通知・公告する工事から、落札候補者とならない低価格入札者についても、企業努力に基づく適正な見積による入札であるかを確認することができることとしたので、まずは調査を進めていきたい。</p> <p>○入札時に提出している工事費内訳書の中で、労務賃金調書に記載している人件費が広島県の最低賃金を下回っていたことによるものである。</p>
---	--

いるが、具体的にどんな問題があったか。

○改定前であるとか、古い最低賃金を記載していたということか。最低賃金を下回る金額を書くはずがないように思う。

○その可能性はある。間違って記載したものと推察される。

【建設産業課長／技術企画課長  
／技術管理担当監】

審議内容

議題 (2) 抽出事案について

抽出事案1 一般国道 375号 道路改良工事 (交付金・〔仮称〕引宇根トンネル)

意見・質問	回答
<p>○総合評価落札方式だが、結局技術評価点では差がつかず、入札金額によって落札者が決定したようである。応札した3者がいずれも技術評価点70点で満点のようだが、このようなケースは頻繁にあるのか。</p> <p>○要するに、技術提案としては3者とも申し分ないという評価かと思うが、この基準を緩くすると、技術提案を考慮する総合評価という意味合いが薄れてしまうのではないか。優位な工夫が見られるなど、3者に順位をつけることはできなかったのか。</p> <p>○厳密に言えば、3者に順位づけをすることもできるのかもしれないが、いずれも十分な技術力が認められると判断したということと理解した。この点は厳密にやらなければ、技術で差がつかなくなってしまう気がする。総合評価の審査は具体的に何人で、どのように行っているのか。</p> <p>○検討の際は、どの企業体による提案かわかるのか。</p> <p>○技術力はそれほど変わらない中で、一番金額の安いところが落札したということは、公金を使うという面からするといいことだと思う。ただ、ひとつの目安として、低入札価格調査の調査基準価格と比べるとかなり低い金額で落札している点は問題ないのか。</p> <p>○低入札の場合、配置技術者が一人増えるということか。</p>	<p>○今回は予定価格が22億9千万円以上のWTO案件である。WTO案件では落札決定基準として入札金額と技術提案のみで審査することとしている。通常は、企業の施工能力や配置予定技術者の能力を落札決定基準として設定し、この点でよく差がつくが、この度は技術要件として高い能力を有するものであることを求めているため、その点で差はつかない。加えて、技術提案についても、品質に関する課題と施工に関する課題について、3者すべてが要求に対して満足する内容だった。</p> <p>○過去のトンネル工事を参照すれば、どのような提案が評価されるかはある程度わかる。結果、3者の中で同じ提案をした会社もあった。そういった中で、いずれの提案も適切な施工管理や品質の確保といったすべての点で満点評価となった。</p> <p>○この度は建設事務所の案件であるため、まず事務所の中で、次長や課長らによる総合評価の検討会があり、その後、検討内容が適切かどうか、建設事務所長を含めた委員会で審査する。この度は金額が大きいため、その後、主管課である道路整備課が県庁の委員会にかけて内容を審査する。加えて、落札決定基準を定めるときと落札者を決定するときに3名の学識経験者に意見聴取している。</p> <p>○すべて伏せている。資料において、業者名は黒塗りで消している。</p> <p>○低入札にあたるため、低入札価格調査を行っている。工事の手抜きや下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化等がないか、過去2年間の成績が65点未満であるなど品質や安全管理に問題がないか、指名除外措置を受けていないかといったことを調査している。加えて、低入札価格での契約の場合、技術者を一人追加で配置しなくてはいけないこととしており、それらを総合的に勘案し、この入札率でも問題なく施工できると判断した。</p> <p>○そうである。</p>

<p>○それでも応札額は変わらないのか。</p> <p>○金額の大きな案件であるし、説明資料の中で、例えば低入札価格調査の審査項目や問題なしとした経緯についての記載があるとわかりやすくしてほしいと思う。</p>	<p>○変わらない。</p> <p style="text-align: right;">【北部建設事務所長／技術管理担当監】</p>
---	---

<p>議題 (2) 抽出事案について</p>	
<p>抽出事案 2 国際拠点港湾広島港出島地区埋立5工区廃棄物埋立護岸改良工事</p>	
<p style="text-align: center;">意見・質問</p>	<p style="text-align: center;">回答</p>
<p>○抽出事案としての選定理由は、辞退者が非常に多いということだが、この理由として何が考えられるか。</p> <p>○業者の指名理由について、海上工事の実績を総合的に判断してとあるが、広島県内の工事の実績ということか。</p> <p>○県外の実績があっても考慮しない、もしくは把握することが難しいということか。</p> <p>○入札結果一覧表によると、入札金額の欄が指名除外となっているものがある。指名する段階で除外しなかったのか。</p> <p>○ちょうど指名通知日が指名除外の通知日だったということか。</p>	<p>○当時は豪雨災害の直後であり、復旧関連工事の発注が多くあったため、技術者の確保が困難という理由での辞退が多数あった。</p> <p>○そうである。</p> <p>○県外の実績についてもコリンズの登録情報によって把握はできるものの、この度は県内の同種工事の実績に限定しても指名業者数に不足はなく、県外の実績は考慮していない。</p> <p>○本来、指名除外措置を受けているものは指名しない。しかし、この度は電子入札を利用できない環境県民局で紙入札の手続きを行っている。最新の指名除外情報を入手の上、指名通知を発送したが、指名通知日に新たに指名除外措置があったため、1者そのようなものが出てしまった。ただし、当該業者を除いても、指名業者数の標準範囲内であり、入札に影響はなかった。</p> <p>○そうである。紙入札により若干のタイムラグがあったため、このような結果となった。</p> <p style="text-align: right;">【産業廃棄物対策課長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案3 一般県道尾道新市線 外 道路災害復旧工事 外 (平成30年災害1923, 906号)	
意見・質問	回答
<p>○指名業者選定数の標準範囲は、5者以上12者以下だが、28者を指名したというのはどういふことか。</p> <p>○何者くらいまで拡大できるのか。</p> <p>○その中で5者の応札があり、予想より多かった、5者の応札があつてよかったといったところか。</p>	<p>○標準範囲は通常の状態では業者に落札意欲があると見込まれる場合を想定している。当該地域は災害が多く発生したところで、当初は標準範囲内で指名していたが、少数の入札や一者応札による不調が多発していたため、指名エリアを拡大し、28者を指名した。</p> <p>○特に規定はない。この度は最寄りの地区まで拡大した。</p> <p>○そうである。拡大したエリアから4者の応札があり、拡大しなかった場合には1者応札で不調となるところだった。</p> <p style="text-align: right;">【東部建設事務所三原支所長】</p>

議題 (2) 抽出事案について	
抽出事案4 潮見G地区外 災害関連緊急傾斜地崩壊対策工事(その2)	
意見・質問	回答
<p>○随意契約の予定価格は、当初の指名競争入札の予定価格と同額か。</p> <p>○指名競争入札は入札中止となっているが、1者あった応札者は金額を入れているのか。</p> <p>○随意契約であっても、単価更正した予定価格の積算があるはずだ。金額も大きいので、どういった内容か確認したい。</p> <p>○辞退者の多い中で大変だったと思われるが、よく対応しているという感想だ。</p> <p>○指名競争入札の際の応札1者がなかった場合はどのようなになるのか。</p> <p>○工事内容について、法枠を乗せるだけで、アンカー等を打たないのか。</p>	<p>○随意契約の際には単価更正したため、指名競争入札の際の予定価格より多少増額している。</p> <p>○1者応札による入札中止のため、金額は確認していない。</p> <p>○この度より随意契約の予定価格の内訳についても参考資料としてつけており、随意契約の際の予定価格(税抜)1億3,141万円の内訳を示している。先の指名競争入札の際は1億2,990万8千円なので、約150万円の増額だった。</p> <p>○この度は災害により不安定な土砂がまだ残っているような現場であり、早急に落札者を決定し着手したかったため、応札1者と随意契約した。まったく応札がなかった場合、当該工事であれば2工区を一緒に発注しているところを分割するとか、あるいは別の工事をくっつけるとか、条件を変えて再入札となるため、もっと時間がかかったものと思われる。</p> <p>○1メートルほどの鉄筋を打ち込んで、滑りを止めている。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東部建設事務所三原支所長】</b></p>